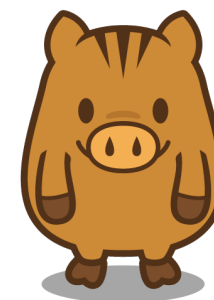




# 大学院新入生ガイダンス 人文学研究科

2020年度（令和2年度）の学生便覧を手元に用意してください。111頁以降の記載事項について、重要な箇所を以下でピックアップしていきます。確認しながら、疑問点などがあれば、大学院委員にメールをお送りください。

中畑：[igitur@people.kobe-u.ac.jp](mailto:igitur@people.kobe-u.ac.jp)



では説明を始めたいと思いますが、その前に、

**【重要】**

「教務関係連絡事項」をよく読み、諸届を締切期日に遅れないよう提出することを忘れないでください。

**×切厳守！**

111頁を開いてください。履修について説明します。

・人文学研究科規則第13条に従い、授業科目及び単位数は、116～125頁記載の「別表2」のとおりとします。授業科目の履修に当たっては**指導教員の承認を得て**、学期の初めに所定の履修届を提出しなければなりません（第16条）。指導教員は第15条で規定されたとおりです。

また、副指導教員**一名を他講座の先生から選ぶ**必要があります。所属先の教員と相談のうえ決めてください。以上については、今年度に限り、**指導教員からの承諾メール**を以って代えることにします。

## 1 1 2 頁

第16条の2にあるとおり、他の研究科の授業科目を履修しようとする場合も、**指導教員の承認**を得てください。人文学研究科長を経て、当該研究科長の許可を受ける必要があります。修得した単位は教授会の議を経て、第24条に規定する単位（後で説明します）として認められます。

研究科と協定している他大学（外国の大学を含む）の大学院の授業科目を履修することもできます。休学期間中については、第17条を読んでください。授業履修・単位認定には必ず教授会での議を経なければなりません。

113頁に移ります。

ここでは課程の修了要件を説明します。第24条  
を見てください。

前期課程の場合、**2年以上在学**し、**30単位以上**  
を修得する必要があります。修士論文などの執筆  
は当然です。優れた業績をあげた者は1年以上在  
学で修了できる場合もあります。

前期課程では、研究科共通科目を**2単位以上**修得  
する必要があります。

詳細は120頁をご覧ください。

# 日本語日本文化教育プログラムについて

このプログラムは、学生各自が専攻する研究の特性を生かしながら、留学生に対する日本語日本文化教育の実践をとおしてコミュニケーション能力を身につけ、異文化理解の基本姿勢を学びます。

現代社会の要求に応じた知識や実践能力を持った、国際性と幅広い視野を獲得できるはずです。

海外で日本語や日本文化を教えるチャンスがあるかもしれません。

詳しくは、

「学生便覧」 129頁を参照してください。

ここで学修の流れを確認しましょう。142頁を開いてください。「学修プロセスフロー」を見てください。

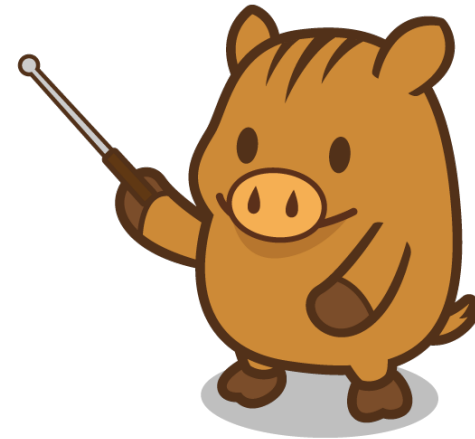
前期課程の学生は、①「指導教員・研究テーマ届」と②「修士論文研究計画書」の提出が求められていますが、それぞれ① 4月27日、② 5月20日提出に変更されています。間違えないように、また忘れずに提出してください。

\* 日本学術振興会 (JSPS) が創設した特別研究員制度 (DC1・DC2) を活用して研究に専念するチャンスを手に入れましょう。毎年4月中に説明会が開催され、6月頃に申請を行う手順となっています。今年も延期されていますので、掲示や案内に注意！

前期課程の2年次には4月初めに「修士準備論文」の提出が義務づけられています。この「修士準備論文」を基に、6月の第3水曜日に公開研究報告会をしていただきます。前期課程を修了するためには、この二つのステップを必ず踏む必要がありますので、留意しておいてください。

日時の確認を忘れずに！

\* 留学中などの特別の事情がないかぎり、指定された公開研究報告会の日時は**厳守**してください。





海外留学や諸般の事情で個々人のスケジュールは変わってくるかもしれませんが、皆さんの大学院での研究は基本的にこの学修プロセスフローに従って進んでいきます。

早期修了については様々なケースが考えられますので、前期課程では143-144頁、後期課程では145頁の「申合せ」を読んでください。



## 教育職免許状の取得について

中学校、高等学校教諭専修免許状の取得を希望する方は、「学生便覧」149-168頁を参照し、必要な科目を忘れずに履修してください。

### 【留意】

- \* 人文学研究科では一種免許状（学部レベル）の課程認定を受けていませんので、一種免許状は個人申請になります。

## 学芸員資格について

学芸員資格取得に関する科目履修内規等  
（「学生便覧」169-171頁）を熟読  
し、手続きを行ってください。

### 【注意】

- 博物館実習は博物館等で行いますが、  
人数制限がありますので、単に単位  
修得のためにだけ希望する者は遠慮  
してください。

## 専門社会調査士資格の取得について

「学生便覧」の172-175頁をよく読み、必要な授業科目の修得と申請を行ってください。

- ・研究科で取得できる資格は「**専門社会調査士**」です。

以下では、学生生活について説明します。

まず、大学院学生研究室の使用についてです。

「学生便覧」178頁の「大学院学生研究室の使用について」を参照してください。

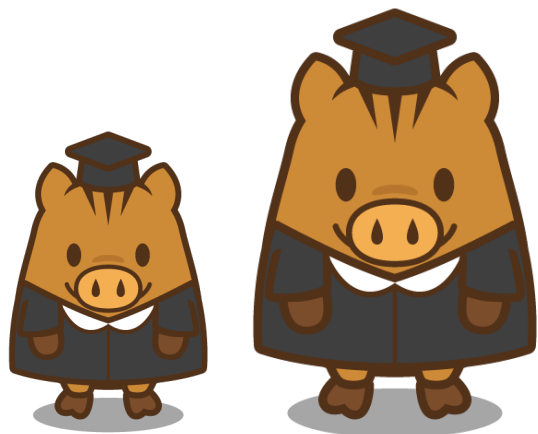
自分の机だけでなく、部屋の整理整頓も心懸けましょう。

なお、事務室の勤務時間外に使用する場合は次の点に充分注意してください。

(1) 事故が発生した場合は、**理学部研究科警務員**のガードマンに連絡するとともに、指導教員等にも連絡してください。

(2) 研究科学舎を退出する際には、事故防止のため必ず「夜間専用出口」の施錠を確認し、**開放のままとし**ないでください。

大学院学生研究室を使用できるのは、標準年次のあいだだけになります。詳しくは院生協議会や諸先輩の説明をよく聞いてください。



ハラスメントの被害にあったときの相談は、事務局ホームページ「ハラスメント相談員名簿」（学内利用者のみアクセスできます）の相談員に申し出てください。保健管理センター「こころの健康相談」カウンセラーなどにも相談できます。

次は車両規制についてです。

自動車、単車の乗入れは騒音による授業等の妨げとなるだけでなく、交通事故にもつながります（毎年、事故が報告されています）。また、駐車場も少ないため、入構制限をします。

入構の許可や駐車場の許可などについて詳しくは、「学生便覧」178-182頁をご覧ください。

遵守事項をきちんと守りましょう。

最後に、健康診断、救急措置、健康相談に関することを説明して終わりにします。詳しくは「学生便覧」183-185頁に記載されていますので、確認しておいてください。

特に次の2点のみ注意喚起をしておきます。

(1) 健康診断について

本学では毎年1回「定期健康診断」および「臨時健康診断」を実施しています。全員**必ず受診してください。**

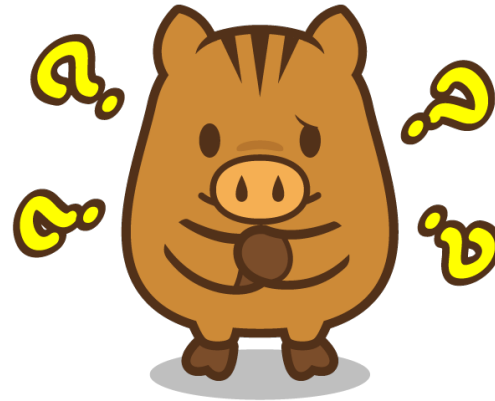
(2) 健康相談および救急措置について

精神的、身体的健康管理に関する専門的な業務を行う施設として、保健管理センターが設置されています。神戸大学本部庁舎の2階にありますので、場所を把握しておきましょう。



ガイダンスは以上です。お疲れさまでした。

もしなにか質問などがあれば、遠慮なく教務・学生係にお尋ねください。



また、本年度の大学院委員担当の中畑教員も対応いたします。

研究室：A棟4階417号室

e-mail：igitur[at]people.kobe-u.ac.jp